

平成24年度当初予算編成方針

平成23年10月17日

予算編成会議決定

- 厳しい財政状況の中にあっても、東日本大震災を契機に再認識された本県の役割の重要性等を踏まえ、秋田の成長と県民の安全・安心の確保に向けた重点事業に集中的に取り組むなど、「ふるさと秋田元気創造プラン」の取組を一層加速する。
- このため、既存事業の見直しによる選択と集中を図るとともに、様々な財源対策に取り組むことにより、新規・拡充事業等の財源を確保し、メリハリのある予算編成を行う。

平成24年度当初予算においては、東日本大震災を契機に再認識された本県の役割の重要性や、地域防災対策強化の必要性等を踏まえ、秋田の成長と県民の安全・安心の確保に向けた重点事業に集中的に取り組むなど、3年目となる「ふるさと秋田元気創造プラン」の取組を一層加速するとともに、切れ目のない経済・雇用対策などを積極的に進める必要がある。

平成24年度においては、県税収入は企業業績の悪化により法人関係税等で減少するものの、税制改正に伴う増収分により、全体では今年度とほぼ同様の水準を確保できる見通しである。

しかしながら、人口減少等により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税額は減額となる見込みであり、歳入面できわめて厳しい状況となることが想定される。

一方、社会保障関係経費の増大等により歳出が増加し、収支不足の拡大が見込まれている。

24年度当初予算に向けては、こうした厳しい財政状況の中にあっても、「平成24年度重点施策推進方針」に基づく事業等に積極的に取り組むこととし、既存事業の見直しにより選択と集中の徹底を図るなど、歳入・歳出改革を強力に進めることにより、60億円程度の財源を確保し、新規事業等の推進を図る。

第1 全体的事項

I 重点的な取組

1 東日本大震災を踏まえた秋田の成長と安全・安心の確保に向けた取組の集中的実施

震災を契機に再認識された本県の役割の重要性や、地域防災対策強化の必要性等を踏まえ、秋田の成長と県民の安全・安心の確保に向けた重点事業に集中的に取り組む。

[成長戦略の加速化]

- ・再生可能エネルギーの導入促進と関連産業の創出・育成
- ・中核企業や新たなリーディング産業の育成
- ・東アジアとの交流促進とインフラ整備による物流機能の強化
- ・県独自の基金等を活用した農林漁業の構造改革等の推進

[安全・安心の確保]

- ・地域防災計画の見直しに向けた取組や学校の耐震化など、ソフト・ハード両面の地域防災力の向上
- ・放射能問題への対応の強化
- ・県独自の基金等を活用したいのちと健康を守る取組の強化
- ・出会い・結婚から育児までの総合的な支援体制の充実

2 「ふるさと秋田元気創造プラン」の取組の加速化

県民が夢を持てる「元気な秋田」を実現するため、1に掲げる取組のほか、県政の運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げた「4つの元気創造目標」（元気A～元気D）の実現に向けた施策等を加速化する。

- ・元気A：秋田に新たな“戦略産業を創出”する
- ・元気B：秋田の“食・農・観”を丸ごと売り出す
- ・元気C：県民が一丸となって“脱少子化秋田”を果たす
- ・元気D：高齢社会に対応した“安心医療秋田”、
“協働社会秋田”をつくる

3 経済・雇用対策の推進

本県の経済雇用情勢の回復に向けた動きを確固たるものにするため、制度融資による中小企業への円滑な資金供給、消費の下支えによる県内需要の拡大、雇用創出に向けた取組など、経済・雇用対策を切れ目なく実施する。

4 県と市町村の協働による地域活性化の推進

一層の地域活性化を図るため、県と市町村の機能合体を促進するとともに、新たに地域課題の解決に向けた重点プロジェクトを市町村と一体的に推進するなど、協働の取組を強化する。

5 観光分野を総合戦略産業として発展させていくための取組の推進

平成25年のJRのディステーションキャンペーン等に向けて、「食・農・観」連携の一層の推進、芸術・文化、スポーツ施設等の観光拠点化、様々なインフラの活用等による観光ルートの設定、多様な媒体による本県の魅力の積極的PRなど、観光分野を総合戦略産業として発展させていくための多角的な取組を推進する。

6 秋田の魅力を引き出し輝かせる取組の推進

本県の魅力ある資源や可能性を活かし、県民総参加で地域と県民に元気と輝きをもたらす取組を推進する。

- ・「秋田県のイメージアップ戦略」の推進
- ・国民文化祭に向けた取組の推進
- ・冬季国体等「スポーツ立県あきた」に向けた取組の推進
- ・秋田の次代を担う人材育成のための教育環境の整備

II 財政改革の推進

財政改革の歩みを止めず、歳入・歳出全般について抜本的な見直しを行う。

1 事業の選択と集中

財源が限られている中で事業を効果的に実施するため、事業の「選択と集中」を徹底する。

また、すべての事業について、必要性、緊急性、効率性等の観点から見直しを行い、類似事業等の整理統合を積極的に進めることにより、事業効果を高め、総事業件数と全体経費の縮減を図るとともに、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底により、新規事業等の財源を確保する。

なお、事業の廃止・縮小等に当たっては、関係団体に対し、その必要性や内容のみならず、代替案等も併せて提示しながら意見を聞くなどして、理解と協力を得るよう努めること。

2 人件費の縮減

定員適正化計画等に基づき、人件費の縮減に努める。

3 県単独補助金の見直し

すべての補助金について、その目的、水準等について妥当性を検証する。

特に、事業の立ち上げ支援等に係る補助金については、事業主体の自立促進、助成効果等の観点から見直しを行う。

市町村に対する補助金については、その地域の自主性を発揮できる制度となるよう見直しを行う。

その他、団体運営費補助等についても、ニーズや効率化の要請等の観点から見直しを行う。

4 県債発行額の抑制

将来の財政負担を軽減するため、県債発行額を抑制する。プライマリーバランスについては、国の地方財政対策の動向を踏まえつつ、その確保に努める。

5 行政運営コストの縮減

県有施設のあり方を検討するとともに、庁費的経費、施設の維持管理費等の経常的な経費を引き続き縮減する。

6 歳入の確保

着実な県税収入の確保に努めるほか、財産の売払い、貸付金等の未収金の解消、使用料等の見直し、広告収入の確保、特定目的基金の活用など、様々

な歳入確保策に取り組む。

また、国による支援制度等が未整備な分野については、国に対し積極的に制度提案を行うなど、国費の確保に努めるものとする。

7 県独自基金の有効活用

地域医療の確保、農林漁業の構造改革など、本県が直面する政策課題に対応するため、県独自の基金を柔軟かつ効果的に活用する。

8 改革の数値目標

財政改革の推進により財源を確保し、新規事業等に活用する。

[歳出削減目標（一般財源ベース、対前年度）]

項目	削減目標額	予算調整の基準等
経常経費	△ 5 億円	すべての事業の見直し ・裁量的経費は原則△ 5 % (指定管理料を除く)
政策経費	△ 6 0 億円	すべての事業の見直し ・裁量的経費は原則△ 2 0 % ・公共事業は国の予算編成等を踏まえ、事業規模を検討
歳出削減計	△ 6 5 億円	

Ⅲ 予算要求等

- 1 予算要求に当たっては、各部局が全庁的視点に立って、主体的に既存事業の見直しを行うものとする。
- 2 本県の発展につながる新規事業など、重点施策推進方針に基づく事業については、既存事業の見直しによる選択と集中の徹底により政策経費を確保し、積極的に取り組むこととする。

3 人件費、公債費を除く経費の分類は次によること。

經常経費	施設の維持管理費や庁費的経費等
政策経費	
・一般事業	下記以外の経費
・重点事業	「重点施策推進方針」に基づく事業経費
・公共事業	公共事業経費 (農林水産部及び建設交通部所管のものに限る)

4 試験研究に要する経費の見積りに当たっては、各機関の中長期計画等を踏まえるとともに、他の経費と同様、選択と集中に努めること。

第2 歳入に関する事項

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、「新行財政改革大綱」に基づく各種の取組を強化し、歳入確保に努めること。

- 1 県税については、経済状況や税制改正の動向及び地方財政計画の内容等に基づき、年間収入額を適正に見積もること。また、適正な課税とともに、滞納処分の実効性を上げることなどにより、収入率の向上に努めること。
- 2 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画等を踏まえた適正な見積もりとすること。
- 3 分担金及び負担金については、受益に応じた適正な負担等について検討し、財源の確保を図ること。
- 4 使用料及び手数料については、受益とのバランスを考慮しながら、額の見直し、新たな使用料等の導入などにより収入増を図ること。
また、各種の県有施設については、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ること。
- 5 国庫支出金については、国の予算編成の内容を的確に把握し、適正な見積もりとなるよう特に留意すること。

- 6 財産収入については、現在活用していない資産等の積極的な売却を進め、収入増を図ること。
- 7 県債については、地方債計画及び今後の償還計画等を十分に勘案のうえ、充当可能額を見積もること。
- 8 その他の収入については、実績、今後の見通し等を踏まえ、的確な見積もりとすること。

第3 歳出に関する事項

各事業について、社会経済情勢の変化や県民ニーズに適っているか、本県の将来の発展につながるか、効率的に行われているか、などの観点から見直しすること。

1 経常経費

- (1) 人件費については、定員適正化計画等を踏まえ、各部局で所要額を見積もること。各種手当については、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 公債費については、県債の償還見込み、新規発行見込み等に基づき、所要額を見積もること。
- (3) 裁量的経費については、当然終了事業及び自然減事業、22年度以降に債務負担行為を設定済みの指定管理料を除き、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則5%縮減を予算調整基準とし、22年度決算額や23年度決算見込額等を参考に現行の見積方法を精査した上で、必要最小限の見積もりとすること。
- (4) 県有施設の維持管理費等については、固定的な経費を厳しく見直すこと等により、更なる縮減を図ること。
また、県有施設について、県が所有する必要性、効果、利用実績等を総合的に検証し、民間等への譲渡、縮小、廃止等について検討すること。

- (5) 各種団体への負担金については、これまでの経緯にとらわれることなく、その必要性や費用負担のあり方を十分検証するとともに、全都道府県の参加を要しない各種団体等への負担金は、その見直しを図ること。

2 政策経費

- (1) 裁量的経費については、当然終了事業、自然減事業を除き、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則20%縮減を予算調整基準とし、事業の選択と集中により見積もること。
- (2) 国庫補助事業及び国の経済対策による交付金等で造成した基金を活用して実施してきた事業については、国の動向を見極めるとともに、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討した上で見積もること。
- (3) 県単独補助金については、事業費の過半を助成している場合や、同一事業主体に対する助成が3年以上に及ぶ場合など、結果的に事業主体の自立を妨げる恐れのあるもの、支援効果が不明確なもの等を中心に、縮小・統合等の見直しを行うこと。
- 市町村に対する県単独補助金・交付金等については、地域の自主性発揮等の視点を踏まえ、適正に見積もること。
- 各種団体に対する運営費補助についても、その特殊性を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じ見直しを図るものとし、見直しに当たっては各団体、市町村等に十分な説明を行うこと。
- (4) 県単独委託費については、更なる縮減を図ること。特に、随意契約に係る委託費については、委託費の縮減とあわせ、これまでの契約方法の見直しを徹底すること。
- (5) 貸付金については、実績等を踏まえ、制度の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等について検討すること。

(6) 公共事業については、重点化やコスト縮減を図りながら、橋梁の長寿命化や災害に強い河川、安全・安心につながる施設の維持修繕などに取り組むとともに、本県に必要な社会資本整備などを着実に推進すること。

なお、事務費については、人件費を含めた所要額を見込むものとするが、繰越分と併せ、必要最小限の所要額を見込むこと。

(7) 地域自主戦略交付金については、国の動向を見極めながら、適切に見積もること。

(8) 事業評価及び研究評価の対象となる事業については、評価結果を十分に踏まえ、予算編成に反映させること。

3 その他

(1) 地域振興局関連予算

地域振興局の体制や機能合体の進展を踏まえるとともに、「ふるさと秋田元気創造プラン」に配慮しつつ、各局が策定する「地域振興局の重点施策推進方針」に基づき、調整費の活用も念頭に置きながら、地域振興局長が自らの創意工夫により主体的に事業計画を策定すること。

また、地域振興局長から関係部局に対し、地域課題解決のための予算の要望があった場合、関係部局長は、これに配慮して予算要求を行うほか、各部局が地域振興局に予算を再配当して行う事業については、地域振興局長の意見を反映し、地域振興局の裁量により主体的・機動的に実施できるよう検討すること。

なお、地域の観光や物産のPR、イメージアップに資する事業などについては、スケールメリットの確保、コンセプトの統一や発信力の強化等の視点から、本庁所管課事業との一体的な実施等を含め、効果的な事業手法を検討すること。

(2) 部局間の調整等

近年、本県のイメージアップ、観光や物産のPRなど、部局をまたぐ事業が増えているため、部局長は施策推進の関連部局との連携を密にし、地域振興局への再配当事業を含め、部局間での類似事業の整理統合を図ること。

マスメディアを活用した県民向け広報など、庁内本部会議等を設置し、部局間の調整や連携を図っているものについては、そこでの取組方針等を踏まえ、効率的な手法による事業実施を検討すること。

なお、イメージアップに係る事業については、統一的なコンセプトとの整合性や、実施時期、PR手法等について、イメージアップ戦略推進室との事前協議を経た上で予算要求すること。

(3) 市町村等との事前調整及び情報提供

市町村、民間等が主体となる事業及び県・市町村の協働による機能合体や重点プロジェクトに係る事業については、事前に実施主体と十分調整するとともに、市町村の財政負担を伴うものは、あらかじめ市町村課と協議すること。

既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすものについては、熟度を勘案しつつ、市町村に対し、タイムリーな情報提供に努めること。

(4) 財政支援団体への対応

県が出資、補助又は貸付けを行っている各種団体に対しては、団体の事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を要請するとともに、経営状況、事業内容、実績、効果等を十分に把握すること。

(5) 外部委託等に係る経費

アウトソーシング等に係る経費は総務部と、システム関係経費は企画振興部と事前に協議すること。

(6) 補正予算の対応

補正予算での対応が必要となる事業等については、あらかじめ財政課と協議すること。

(7) 非常勤職員報酬及び臨時職員賃金

非常勤職員報酬及び臨時職員賃金については、職員数の縮減を図ること等により、総額の抑制に努めること。

なお、定員適正化計画に伴って必要となる非常勤職員については、別途、人事課と協議のうえ、予算要求すること。

(8) 公用車の更新

各部局は、公用車保有台数の適正化を積極的に進めるとともに、更新に当たっては、環境などへ配慮した導入に努めること。

更新は、維持管理事務の軽減を図るため、原則としてリースとするが、利用形態やコスト面の比較検討から購入する場合もある。

第4 債務負担行為等に関する事項

債務負担行為及び継続費の設定は、将来の財政負担となるので、慎重を期すこと。

複数年にわたり、同一業者と工事請負契約、委託契約等を締結する必要がある場合は、透明性、競争性を確保し、コストの縮減に努めること。

第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても前記の各事項に準じた取扱いとするが、特に、企業会計については独立採算を基本とし、引き続き徹底した経営の改善、合理化を推進するとともに、長期的見通しに立った適切な料金の改定を行うなど経営の健全化に努めること。

また、繰越剰余金について適正な規模を検証し、過大になっている場合には、一般会計への繰り出しを検討すること。

第6 その他の事項

1 見積書の作成

見積書の作成に当たっては、この編成方針のほか、別添「平成24年度当初予算見積書作成要領」によること。

2 見積書等の提出期限

- | | |
|----------|--------|
| (1) 経常経費 | 10月28日 |
| (2) 政策経費 | 11月17日 |

3 予算調整会議

予算編成方針及び重点施策推進方針に基づき、知事と各部局長が協議を行い、県としての重点施策の方向性、目的・手段等の明確化を図るとともに、予算編成に向けた全庁的な調整を行うため、予算調整会議を開催する。

詳細については別途通知する。

4 予算編成の日程

(1) 財政課担当ヒアリング

- ・ 経常経費 10月28日以降
- ・ 政策経費 11月17日以降

(2) 予算調整会議 11月28日（予定）

(3) 財政課長調整 1月上旬（別途通知）

(4) 総務部長調整 1月中旬（別途通知）

(5) 知事査定 1月下旬（別途通知）

※国の予算の動向等により、日程は変更となる場合がある。

5 国の予算編成等への対応

各省庁等の予算の動向については、積極的な情報収集に努めること。

国の予算編成等が明らかになった段階で、上記のスケジュールにかかわらず、随時、予算要求の変更や追加を受け付けるものとする。